



## 第 32 回 : 州の人事・労務 第 1 回

### California Employment Tax (カリフォルニア州雇用税)

第 29 回及び第 30 回のニュースレターにて、IRS/Internal Revenue Service (内国歳入庁) の連邦雇用税についてご紹介しましたが、アメリカでは、それらに加え、州ごとに様々な独自の雇用税が存在します。今回は、州の人事・労務シリーズ第 1 回として、カリフォルニア州の雇用税について、ご紹介します。

#### California Employment Tax の種類

カリフォルニア州では、EDD/Employment Development Department (雇用開発局) が 4 種類の州雇用税を管理しています。カリフォルニア州雇用税の概要は以下のとおりです。

##### 1. UI/ Unemployment Insurance (失業保険)

失業時の一時的な保障のために使われる税金で、連邦失業保険税と同様、雇用主が負担します。雇用主は、各従業員に支払われる暦年の賃金のうち 7,000 ドルまでに対し、一定の割合を支払います。新規雇用主の場合、最初の 2~3 年間の税率は 3.4% に固定されますが、その後は毎年 12 月に EDD が翌年の税率を雇用主に通知します。

##### 2. ETT/Employment Training Tax (雇用訓練税)

カリフォルニア州内のビジネスをより競争力のあるものにするため、従業員に様々なトレーニングを提供することを目的とした税金で、雇用主が負担します。雇用主は、各従業員に支払われる暦年の賃金のうち 7,000 ドルまでに対し、0.1% を負担します。

##### 3. SDI/State Disability Insurance (州障害保険)

業務外で発生した病気や怪我、妊娠、出産などにより仕事ができない従業員に対し、賃金の一部を保障することを目的とした税金で、従業員が負担します。PFL/Paid Family Leave (有給家族休暇) の給付もこの税金により賄われており、こちらは病気の家族の世話をしたり、出産や養子縁組などによる新しい子供との絆を深めたりする目的で使用することができます。2021 年度は、暦年に支払われる賃金のうち 128,298 ドルまでに対し、1.2% を雇用主が従業員の給与から源泉徴収します。

##### 4. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

カリフォルニア州内で得たすべての所得に関して課税されます。連邦所得税と同様、従業員が負担します。従業員は、カリフォルニア州独自の源泉徴収票 "Form DE- 4" に記入する必要があり、雇用主はこの内容に基づいて従業員の給与から源泉徴収します。

## California Employment Tax の申告

カリフォルニア州の雇用主は、EDD 指定の給与税申告書である DE9 及び DE9C を、四半期ごとに提出する義務があります。DE9 は、四半期の UI、ETT、SDI 及び PIT の総額、及び源泉徴収総額を調整、申告するためのフォームです。DE9C は、DE9 の続きとなるフォームで、四半期内に各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金及び源泉徴収した PIT を報告します。これら 2 つのフォームは、その四半期内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は四半期末の翌月末です。

DE9 及び DE9C は、EDD が提供する e-Services for Business を使用して電子的に提出することが義務付けられています。ただし、EDD から電子申告の義務の免除を特別に認められている場合に限り、紙のフォームを提出することができます。

## California Employment Tax の支払い

雇用主負担の UI 及び ETT は、四半期ごとに支払います。従業員負担の SDI 及び PIT の支払い頻度は、雇用主ごとの Federal Income Tax 及び FICA Tax の総額（以下、連邦雇用税）で決定される連邦雇用税の支払い頻度（第 30 回のニュースレター参照）及び源泉徴収したカリフォルニア州 PIT の累積額によって決まります。SDI 及び PIT の支払い頻度及び期日は以下のとおりです。

連邦雇用税 の支払い頻度	源泉徴収した カリフォルニア州 PIT の累積額	SDI 及び PIT	
		支払い頻度	支払い期日
翌日支払い	350 ドル未満	四半期ごと	四半期末の翌月末
	350 ドル以上 500 ドル以下	月ごと	翌月の 15 日
	500 ドル超	翌日	翌営業日
半週ごとの支払い	350 ドル未満	四半期ごと	四半期末の翌月末
	350 ドル以上 500 ドル以下	月ごと	翌月の 15 日
	500 ドル超（給与日が、水、木、金）	半週ごと	翌水曜日
	500 ドル超（給与日が、土、日、月、火）	半週ごと	翌金曜日
月ごとの支払い	350 ドル未満	四半期ごと	四半期末の翌月末
	350 ドル以上	月ごと	翌月の 15 日

すべての州雇用税の支払いは、EDD が提供する e-Services for Business を使用して電子的に行うことが義務付けられています。ただし、EDD から電子支払い義務の免除を特別に認められている場合に限り、紙のフォームを使用して支払うことができます。

By 上野 裕美  
Fair Consulting USA Inc.  
Los Angeles Office

### お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.  
21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503  
Tel: +1-310-792-7059  
◇ 涌井 正晴  
Email: [ma.wakui@faircongrp.com](mailto:ma.wakui@faircongrp.com)

www.faircongrp.com © 2021 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon, Silao / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。  
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。